

Client Alert

15 October 2019

本アラートに
関するお問い合わせ先



井上 朗
パートナー
03 6271 9463
akira.inoue@bakermckenzie.com



佐藤 哲朗
カウンセラー
03 6271 9740
tetsuro.sato@bakermckenzie.com



岡村 優
シニア・アソシエイト
03 6271 9746
yu.okamura@bakermckenzie.com

バークレイズがFCPA違反について米国証券取引委員会と制裁金等の支払いで合意

2019年9月27日、米国証券取引委員会（Securities and Exchange Commission; SEC）は、国際金融グループであるバークレイズ（Barclays PLC）が、雇用プロセスにおける海外腐敗行為防止法（Foreign Corrupt Practices Act; FCPA）及び1934年米国証券取引法（the Securities Exchange Act of 1934）違反について、制裁金等の支払いに合意したと発表した。

SECの発表によれば、バークレイズのアジア太平洋部門は、事業又はその他の便益の獲得又は維持のために、外国の政府職員の親族、友人及び関係者らを雇用していた。これらの縁故採用の多くは、非公式のインターン・プログラムを通じて行われていたが、一部は公式のインターン・プログラム、大学院プログラムを通じて、又は長期雇用の地位で採用されていた。

SECは、バークレイズが、FCPAや社内規定に反して外国の政府職員の親族等の縁故採用を合理的に防ぐ内部統制を怠り、一部の採用については採用予定者の出自を隠すことにより、1934年米国証券取引法の帳簿記録及び会計に関する内部統制規定に違反したとしている。バークレイズは、事実関係について認否を行うことなく、不正利得の返還、利息及び民事制裁金の合計として、約630万ドルを支払うことに合意した。SECは、バークレイズの和解申し出を受け入れるかどうかを決定するにあたって、同社の是正行為及び調査への協力を考慮したとしている。